

平成29年度介護保険料のお知らせ

納め方は、みなさんが受給している年金の額によって2通りに分かれます。

老齢年金（退職）、遺族、障害年金が年額18万円以上の人は、年金から天引きされます。

※ 年額18万円以上の方でも、納付書で納めていただく場合もございます。

年金の支払い月（年6回）

4月・6月・8月・10月・12月・2月に天引き

仮徴収（4月通知）

4月 6月 8月

※4月に通知書を送付します。

本徴収（7月通知）

10月 12月 2月

※7月に通知書を送付します。

☆前年度2月と同額の保険料を、4、6、8月まで仮徴収10、12、2月を本徴収します。

普通徴収

老齢年金（退職）、遺族、障害年金が年額18万円未満の人は、納付書で納めます。

普通徴収の人には、便利で安心な口座振替がおすすめです。

※7月に通知書を送付します。



保険料は、市町村ごとに決められた「基準額」をもとにみなさんの所得などに応じて段階的に決められます。

所得段階	対象者	月額保険料	年間保険料
第1段階	○生活保護を受けている人 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	2,790円	33,480円
第2段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	4,650円	55,800円
第3段階	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	4,650円	55,800円
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	5,580円	66,960円
第5段階 (基準額)	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	6,200円	74,400円
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	7,440円	89,280円
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	8,060円	96,720円
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	9,300円	111,600円
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上	10,540円	126,480円

【介護保険料に関する問い合わせ先】

伊仙町役場 保健福祉課 介護係 ☎0997-86-3111 内線（64）